

平成29年度 第2回静岡県国土利用計画審議会

1 日 時：平成29年11月21日（火）午後2時～4時

2 場 所：静岡県庁本館4階特別会議室

3 出席者：16名

4 議 事（審議事項）：

- ・静岡県土地利用基本計画（計画案）について
- ・静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）について
- ・静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

5 配布資料

- ・次第、委員名簿、配席図
- ・【資料1-1】静岡県土地利用基本計画の改定について
- ・【資料1-2】静岡県土地利用基本計画（計画案）の概要
- ・【資料1-3】静岡県土地利用基本計画 素案・計画案比較対照表
- ・【資料1-4】静岡県土地利用基本計画（計画案）
- ・【資料1-5】平成29年度第1回静岡県国土利用計画審議会 意見の要旨と対応
- ・【資料1-6】県民意見提出（パブリックコメント）及び国・市町への意見照会の結果について
- ・【資料2-1】静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）について
- ・【資料2-2】静岡県国土利用計画（第五次） 現計画・変更案比較対照表
- ・【資料2-3】静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）
- ・【資料3-1】平成29年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について
- ・【資料3-2】平成29年度静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案） 説明資料
- ・参考資料1 静岡県国土利用計画審議会条例

【司会】 定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第2回静岡県国土利用計画審議会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。本日は、当審議会委員20名のうち16名の皆様方にご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

それでは、審議会開催に当たりまして、政策担当県理事からご挨拶を申し上げます。

【県理事】 本日は、会長をはじめ16名の委員の皆様には、大変お忙しい中、静岡県国土利用計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、8月の第1回審議会では、静岡県土地利用基本計画の素案について、非常に活発にご審議をいただきました。重ねてお礼を申し上げます。

本日は、静岡県土地利用基本計画（計画案）、静岡県国土利用計画（第5次）の一部変更（案）、静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）についてご審議をお願いしたいと考えております。

1つ目の静岡県土地利用基本計画につきましては、前回の皆様からのご意見を踏まえて修正を加えた計画案をつくりました。それをもって国、市町への意見照会やパブリックコメントなどを実施してまいりました。本日の審議会では、委員の皆様のご意見、国の意見、市町の意見、県民の皆様からいただいたご意見を反映した計画案について、ご審議をお願いしたいと考えております。

また、県の第5次の国土利用計画を昨年度策定いたしました。ただ、現在策定を進めている県の次期総合計画との整合性を図るという観点から、また、前回の審議会でも土地利用基本計画についていただいたご意見を、国土利用計画にも反映させたほうがいいのではないかとことから、内容を一部変更する案のご審議をお願いするものでございます。

さらに、静岡県土地利用基本計画図の一部変更についてもご審議をお願いしたいと思っております。こちらにつきましては、農業地域の変更についてご意見を賜りたいと考えております。

限られた時間ではございますけれども、委員の皆様には、ご専門の立場、また幅広い見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、以後の議事進行につきましては、審議会条例に基づきまして、会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会長】 皆さん、こんにちは。お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。今日は、県の土地利用基本計画について主に議論し、併せて県の国土利用計画の一部変更と土地利用基本計画図の変更について議論します。

まず、事務局から1点目の静岡県土地利用基本計画について、静岡県国土利用計画との関係性を踏まえて説明してください。

<静岡県土地利用基本計画（計画案）について>

【会長】 ただいま説明を受けました、静岡県土地利用基本計画の計画案について、ご意見ございますか。

【委員】 第1回審議会での審議が反映されて、非常に中身が充実したと思いますが、最後に説明があった、大規模太陽光発電施設についてお聞きします。ここに書いてある「大規模」というのは、どのぐらいの規模のものを想定しているのでしょうか。また、「大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置地域」とありますが、この設置地域というものは、どのような地域を想定しているのか教えていただきたいです。

【事務局】 「大規模」につきましては、概ねメガソーラー規模のものが対象になると考えております。「設置地域」につきましては、例えば、内陸のフロンティア推進区域の場合、実際に推進区域が設定されておりますので具体的な地域を特定できますが、太陽光発電施設につきましては、現在、具体的な設置区域を特定できるものばかりではありませんので、設置が検討されている地域と考えております。

【委員】 新エネルギーの導入はいいことではあるが、地域にとってはすごい環境破壊になります。設置場所までの道路をつくったり、メガソーラーというと50、100ヘクタール単位で森林が伐採されて施設ができると、設置された地域には大きな負担になってくる。

このため、「大規模」に該当するのが何ワットからなのか、又は何ヘクタールからなのかわかりませんが、これ以上の規模のものを設置しようとする場合は、きちんとした手続なり調整を要するということが必要だろうし、設置地域も、それが設置されることによって影響を受ける地域は、意外と広範囲に影響があると思います。

今、伊豆のほうで100ヘクタール単位の開発が予定されていますが、早目に手を打っていかねばいけないと思いますので、この大規模太陽光発電に関しても、「大規模」の定義や、「設置地域」というのはどういう地域なのか、設置される場所だけなのか、その施設が

あることによって影響を受ける地域も含まれるのか、ということを書き具体的に書くほうが、今後の静岡県の土地利用のためになるのではないかと思います。

それと、この文章の中に、地域住民等への説明などに十分配慮して、適正な土地利用を図る旨が書いてあるのですが、実効性を確保する手段は何だろうと考えたんです。土地利用指導要綱に関しては、今、改正を検討されているということですが、そういうところが少し具体的に見えてきたほうがよりよい計画となると思いますので、また加筆修正していただければありがたいと思います。

【事務局】 太陽光発電施設の影響がどの範囲に及ぶかは、個々の案件ごとに違いますが、その開発に伴う影響が広範囲に及ぶことは想定されることです。そういった影響の範囲を見ながら、土地利用の状況、自然環境への影響等に注意をすべきではないかと考えております。

実効性を確保する手段等につきましても、今、土地利用の対策等について検討しておりますが、個々の開発行為に伴う土地利用基本計画と各個別規制法の一体的な運用も考えられております。例えば森林地域の伐採があるのであれば、森林法に基づく伐採の許可等について、十分に議論された上で、開発許可の審査がされて、許可がされるということです。そういったことも踏まえまして、この部分の記載について検討させていただきます。

【委員】 個別法までいく前に、土地利用基本計画の方針に、「大規模」や「設置地域」の定義を明確にしたほうが、個別法を運用しやすいと思われましたので、是非お願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

土地利用基本計画というのは、いわゆる規範書なので、「大規模」の定義や手続までは、書き難いんです。

しかしながら、今回の新しい土地利用基本計画の策定に当たり、メガソーラーについては相当ここでも議論してきた。その結果、確かに、もう一步、要綱を示唆するような、もう少し細かい書き方をしてもいいんじゃないかなという感じはします。そうでないと、新しい土地利用基本計画で、このメガソーラーのことを取り上げた意味がないという感じがしますので、もう少し法律や要綱などをイメージさせるような表現を工夫していただけないか。

【事務局】 今、会長がおっしゃられたとおり、要綱、要領の性質のものではないので、きちんと数字的に示すことは困難ではないかと考えますが、ご意見も踏まえて、検

討させていたきたいと思います。

【県理事】 この土地利用基本計画というのは、土地利用の具体的な方向性を示すという、手続論の一步手前の計画ですけれども、「特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項」という記述の部分で、現在の土地利用基本計画にはメガソーラーのことは書き込んでおりません。土地利用基本計画案の「調整上留意すべき基本的事項」を考えたときに、1つは内陸フロンティアの推進区域というのを県は進めてまいりましたので、この方向性を示させていただきました。もう1つは、太陽光発電施設が非常に話題になっておりますので、今までのように何も触れないのではなく、開発に伴う影響が広範囲に及ぶということがございますので、周辺の土地利用状況、自然環境、景観への影響、防災対策と、いろいろな部分について配慮した上で、適正な土地利用を図っていくという基本方向を示させていただきました。ただ、実効性の問題ということになると、おそらくこの下の個別法や要綱ということになるかと思っておりますので、そちらは現在検討中です。なかなか難しい部分はあるかと思っておりますが、表現について引き続き検討したいと思っております。

そういう意味では、今回新たに土地利用基本計画の中で、太陽光発電施設についても、我々としては非常に留意しなければいけないという認識は持っておりますので、しっかりした適正な土地利用が図れるように努めていきたいと考えております。

【会長】 よろしいですか。ほかにご意見ございますか。

【委員】 太陽光発電施設については、土地利用の調整ということではなくて、危険なところにつくっていることが問題で、規模はあまり関係ない場合もあり得るということもあります。

平成27年9月の茨城県常総市の水害では、堤防が決壊する前に逸水していますが、ほとんど無堤防状態のところ太陽光発電施設をつくってしまって、民地だから意見を言えなかったという経緯がありました。平成28年の岩手県岩泉町の水害で浸水被害を受けた福祉施設も、ほとんど河川敷につくられた施設だったということで、本当に危険なところが区域指定されていない。

土地利用基本計画には危険性のある区域の規制が入っていないので、個別法の土地利用でも、そのあたりが欠落している可能性があると思います。

例えば滋賀県や兵庫県は条例を制定しているのですが、そういうものが静岡県はないので、危険性のある地域にそういう施設をつくることを規制するという趣旨のニュアンスが

土地利用基本計画に入ってくるといいと思います。

【会長】 土地の利用をすることによって防災上の危険が生ずるといようなニュアンスがあったほうがいいのではないか。防災的なニュアンスをうかがわせるようなトーンも全体として必要ではないかという意味だと思います。

【事務局】 ありがとうございます。土地利用について、静岡県は安全・安心を第一に考えて取り組んでいるところでのご指摘と受け止めましたが、3ページの「日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」の中におきまして、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限を行うという方針を掲げており、これは今、委員がおっしゃられたように、津波災害警戒区域や土砂災害警戒区域等の指定の推進について、意識して記載したものです。

ただ、防災上の危険性のある土地について留意を促すような記載ということでは、例えば6ページの「土地利用の原則」というところで、都市地域、森林地域、農業地域等の土地利用の原則を述べていますが、そこでも、全体的な景観の形成、歴史的風土の保全、治山治水等に配慮しつつということに記載していますが、まだ不十分であるというご指摘だと思いますので、そういった危険性のある土地利用について、どのような記載ができるか検討したいと思います。

【会長】 よろしいですか。ほかにご意見ございますか。

では、もしほかにご意見がございましたら、事務局へお寄せください。

次は静岡県国土利用計画（第5次）の一部変更（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

＜静岡県国土利用計画（第五次）の一部変更（案）について＞

【会長】 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

【委員】 今説明していただいた本文28ページの追記した箇所ですが、内容は適切だと思うのですが、「地域ニーズに対応した幅広い公共的利用を可能とする仕組みの構築など国における新たな制度化等の動向を踏まえ」という文言は、どのようなことをイメージされているのか説明をお願いします。

【事務局】 制度化について国が検討している事項の中で、代表的なものを記載してございますが、所有者不在の土地については、現在の法律では、所有者を確定して、例えば用地取得の同意をきちんともらわないと、土地利用、転換をすることが不可能ですけれど

も、道路をつくる時などに、所有者の同意を得る別な方法を検討し、そういった手続を踏むことによって、公的な利用を可能とするような、所有者の把握が難しい土地も利用できる仕組みの構築など、一步踏み込んだ土地利用政策について、今検討をされて、制度化しようとしていることを記載したいと思っていますところです。

【委員】 この「公共的利用」というのは、基本的には公共事業というイメージですか。地域独自に利用を図ろうとするものも対象に含まれるのでしょうか。

【事務局】 国が検討中の制度の話になりますので、確たるものがあるわけではございませんが、公共事業だけではなくて、例えばNPO法人が何かするときも対象となる方向で検討されていると理解しております。

【委員】 公共事業は、今後そんなに広がっていかないという予測のもとに、土地利用を適正に行っていく手段として、地域主体の様々な取組は今後ますます重要になってくるという認識でいるので、そういったものも対象になっていると考えておけばよいということですか。確認させてください。

【事務局】 公共利用ではなく、公共的利用という、この「的」にその辺の意味が込められているものと理解しております。

【会長】 県の国土利用計画で「国における新たな制度化等の動向を踏まえ」と、こういう言葉を使うべきではないと考えます。

確かに、土地の所有権の問題というのは法律マターです。だから、法制化されないと県はどうしようもないというのだったら、そういう文言にした方がよい。

要は、これは国が決めることだから、県はそれ以外のことを決めるというように、内容の区分けをもう少し明確にするとよい。それが委員の問いの答えにもつながってくると思います。だから、そのあたりの書き方を少し工夫されたいかがですか。

【事務局】 ありがとうございます。そこについては、検討したいと思います。

土地利用につきましては、今までは右肩上がりの社会を前提にした土地利用制度だったわけですが、これからは、人口減少社会が進展していきます。その中で、例えば都市計画区域の制度の見直し、拡大ではなく縮小などを考えていくことも必要ではないかということも、この計画の中では意識しております。今回、国土利用計画の一番最後の39ページの「おわりに」において、「人口減少社会における土地利用や県土管理の手法等について長期的な視点を持ち、社会経済情勢、価値観の変化等を踏まえ、現在の土地利用の規制手法等に甘んずることなく新たな知見や仕組みが必要となることが想定される」という記載をし

ています。具体化の手法等についても、さらに検討を進めていくということを加えたところもございまして、国の動向なども踏まえたというような記載にしたところ です。

【会長】　　ここは、「公共的利用」の前に、「民間的な活用を含め」という言葉を入れると文章が成り立たなくなりますか。

「公共的」という言葉だけでは、パブリックが事業主体というイメージをしてしまうけれども、ここで言っている「公共的」というのは、事業主体が民間でもいいんでしょうか。

【事務局】　　所有者不在の土地については、所有権や財産権の問題等もありまして、民間の方が手続を踏んで、すぐに所有者の所在のわからない土地を所有できるという制度の検討までは、現状においてはされておらず、まずは第1段階として、公共事業のような公共利用でありますとか、公的な主体が利用することを前提として検討していると聞いております。

【県理事】　　国が今検討しているのは、おそらく、かなり公共に近いものは自由に、所有者が不在でもできるような仕組みをつくらうということで、これが第一歩ではないかと思 います。NPOや地域が主体となった利活用について、どこまで対象とするかは、今はわからない状態です。

国の動きの第一歩を頭に置きながら書いているものですから、そういう意味では中途半端な書き方になっておりますので、ここは、国の動きも見ながらということと、国の検討が遅れるようであれば、もう少し異なった記載を検討したいと思 います。今の案の場合、いかにも国を待っているという感じになってしまいますので、最終的には今、会長が言われたとおりに、法的なものは国が決めないとなかなか動けないということがございますけれども、ストレート過ぎる部分がござい ますので、国の動きを見ながら検討したいと思 います。

【会長】　　ありがとうございます。

【委員】　　そもそも論なのですが、変更案は次期総合計画を踏まえた修正であるとのことですが、次期総合計画を踏まえて修正しなければいけないのですか。

【事務局】　　国土利用計画につきましては、昨年度、全国計画がつけられまして、それを基本として県計画を策定しております。この中で、例えば第2章で、利用区分ごとの規模の目標なども定め、その目標を達成するための措置を第3章で記載しておりますが、その施策の方向性は、県の施策との整合性が 必要だろうということで、そういったことは踏ま えたいと思 っております。

【委員】 では次期総合計画が変わったら、またこれは修正するんですか。

【事務局】 総合計画の方向性と大きく乖離を見るような場合があれば、検討しなければならぬと考えています。

【委員】 今、総合計画の審議がされていますけれど、総合計画の内容が変わったら、もう一回、総合計画を踏まえた国土利用計画の修正案を出し直して審議しなければいけないということですよ。

【事務局】 そのとおりです。

【委員】 それでは今、この案を審議しても、また新しい総合計画を踏まえて修正するとなったら、二度手間になります。

【事務局】 次期総合計画の案について、富国有徳の美しい富士の国づくりに向けて、県民幸福度の最大化を目指すという基本理念等につきましては、前回、総合計画審議会等においてもご説明し、ある程度、方向性が示されているものと認識しておりますので、そういう基本理念等の方向性と照らし合わせて案を作成しています。

【委員】 では、総合計画の中身が変わったら、もう一回これをやり直すということですね。

【県理事】 県の国土利用計画は、国の国土利用計画の改定を受け、昨年度、それを見ながら、全部追従したわけではなく、本県の独自色を出しながら改定しました。本年度は、次期総合計画を策定することとしており、現在、県議会でご審議いただいているところですが、どちらも3月末までにつくるということで進めている中で、国土利用計画へのはね返りの部分があったものですから、今回はそれを反映した案を提出し、同時並行の審議をお願いいたしました。国土利用計画が先行することは当然ございません。あくまでも次期総合計画の策定の進捗状況を見ながら、こちらの改定は進めていきたいと考えております。

【委員】 わかりました。総合計画を踏まえた修正で、整合性を必ずしも図らないのだったら、独自でこの審議会で審議すればいいのですが、変更案を読んだ限りで言いますと、総合計画を踏まえた修正ということで、逆にわかりにくくなっていると感じます。

例えば、総合計画の案では、知事の普段使っているような言葉も織り込まれていますが、それをそのまま、この国土利用計画にも引用しているので、全体として、変更案のほうがわかりにくいです。

だから、もし次期総合計画を踏まえた修正が、整合性をきっちり図らないで済むのだったら、もう一回、現計画と変更案を踏まえた上で、わかりやすい計画案にすべきだと思います。

ます。

総合計画と両にらみ、同時並行で策定するというお話はわかりましたので、もう一回、そういう基本的な、そもそものベースを固めた上で、この審議会の中でどのように話し合っていくのかということを決めたほうがいいと思います。以上です。

【会長】 委員がおっしゃっているのは、総合計画が上位にあり、国土利用計画が下位にあるという話ではなくて、総合計画というのは県の施策の話で、国土利用計画というのは地面の話でしょう。総合計画が変わったら地面の色塗りも全部当たり前で変わるということではないというお考えが、おそらく委員の根底のどこかにあって、そのところを問うている。上下の関係にあるとすると、我々は何のために審議しているのか。

この計画の中で総合計画との整合性を図るべきものと、そうしなくていいものを、一回整理してお話くださったほうがわかりやすいかもしれない。

【委員】 変わるんだったら総合計画が決まってからやったほうがいいです。

【会長】 当たり前になるんだったら、何もここで議論しても意味がない。そういう意味でしょう。

【委員】 そうです。

【県理事】 現在、策定中の総合計画は、県の施策の最上位計画ということになりまして、計画ベースでは上位計画という形になります。そういった中で、今、課題になっているのは地域区分の話でございますけれども、次期総合計画の中で地域区分を変えていこうという案を今、県議会にご審議いただいております。従前から、県国土利用計画の地域区分については、総合計画と整合性をとってきたということが事実としてございました。そういう意味では先走っているというご意見も今あったのですが、総合計画で地域区分を5地域から4地域に変更するというので今、審議をお願いしておりますので、それに合わせて、県国土利用計画についても5地域から4地域に変更したいということで、こちらの審議会に提出したというのが事実でございます。

変更前の県国土利用計画の5地域というのも、現在の総合計画と整合性をとった地域区分にしております。以上であります。

【委員】 昨年度の国土利用計画の審議の際、地域区分に関し、「中部地域は静岡市だけで実態と違いますよね。」という話をしたものですから、そういう意味では、この変更案はすごくわかりやすくなったというか、暮らしと結びついていると感じました。変更前は志太が別の地域区分になっていた。でも、観光などは、静岡市も志太も一緒にやっている状

況があるので、そういう意味ではわかりやすくなったと思います。

それと、やはり総合計画で決まってからというよりは、ここで検討したことは多分、総合計画を策定する際にも参考とするわけですね。土地利用というか国土利用の観点からすると、一度審議会で小出しで出してくださったほうが安心だという感じはいたします。総合計画が全部が決まってからというよりは、土地利用という観点の中で審議会委員の方々からの様々な意見を総合計画にも反映していただくほうが、総合計画だけで決めるよりは、審議の仕方としてはいいのではないかという気がいたしました。

あと、私が地域の中で仕事をしている中で、サイクリングというワードが頻繁に出ている。もちろん浜松地域もそうですし、それから富士山、伊豆のほうもそう。伊豆のほうは神奈川県とどう結ぶか、富士山のほうは山梨県とどう結ぶかということで、地域間のネットワークの中でのサイクリング、矢羽根等いろいろ取り組まれている。36ページ、37ページのそれぞれの地域の措置の中にはサイクリングという言葉が出ていないので、これが国土利用計画の中に入れるべき言葉かわかりませんが、変更するならば、そういうことも意識して入れていただけると、より実態に即した計画になるという感じは受けました。以上です。

【委員】 国土利用計画の中には、土地利用に関する事項だけではなく、県のソフト事業がかなり落とし込まれているような印象を受けます。今の委員のお話のように、サイクリングというと、やはり土地の活用というよりはソフト面の事業になるので、おそらく総合計画とこの国土利用計画は、上下関係ではないにしても、かなり総合計画に重なるところがあるので、私も先ほどのご意見にかなり同意するところです。

【会長】 よろしいですか。ほかに。どうぞ。

【委員】 今、審議中のところでいくと、資料2-2の3ページ目の2の(1)、「基本方針別の措置」の下のアの「日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」のところですが、「津波被災後の迅速な復旧・復興」ということで、津波だけ記載されていますが、静岡は火山噴火、土砂災害、地震災害といった、かなり広範な災害に備えないといけない地域だと思います。大きな災害があっても、皆さんの対応力で被害を軽減できているので、顕在化していないだけではないかという印象もあります。

そうしたことから、「被災後の迅速な復旧・復興」は、地震・津波というのはもちろんですけれども、風水害なども影響が非常に大きいです。だから「災害による被災後の迅速な復旧・復興」というようにしたほうがいいと思います。「津波」の言葉を入れたいのであれ

ば、「津波等」としていただきたいです。

それからもう1つ、後半に、「主体的な避難を促進する観点から」と記載されていますが、急に避難の話になっています。安全・安心というところでいくと、避難しなくて済むような対策、ハード面の対策も基本にあるので、ここが一貫性がないと思います。主体的な避難ということではなくて、総合的にハードとソフトをあわせた対策をとることになっているので、ここでトーンが変わっているという感じがいたしました。

あわせて、先ほどの資料1-4を見ていただくと、2ページ目に、「日本一の「安全・安心」を実現する県土利用」というのがありまして、ここで、静岡モデルによる防潮堤の整備という、防潮堤だけがハード整備として記載されています。内陸フロンティアを拓く取組について記載しないのでしょうか。ハード対策、ソフト対策ということからいくと、津波被災後の対策としては、土地利用、高台移転等があり、風水害でも高台移転等が出てきたり、危険なところから集団移転する流れもあるので、防潮堤の整備だけではなくて、ほかの対策も記載したほうが良いと思います。それから、「津波被災後」の記載を、「災害の被災後」に修正したほうが良いと思いました。

【会長】 ありがとうございました。

【事務局】 最初の「津波被災後の迅速な復旧・復興の備え」というところに関しまして、ご意見ありがとうございます。東日本大震災の津波等の映像が強く印象に残っているところもありまして、特に津波で土地が壊滅的なダメージを受けて被災した後に、土地利用の方針等を検討するというのを考えていたのですが、確かに津波だけではないので、今の委員のご指摘のとおり、「等」を加えるなどの対応を考えたいと思います。

安全・安心を確保するというので、今ここは記載されておりますが、ハード整備として防潮堤の整備を進めていく、あるいは風水害に対する対応をしていくことにつきましては、国土利用計画の中においても記載しているところではございます。ただ、静岡モデルの中では、防潮堤整備と、ハード・ソフトの組合せの中で避難を考えるという取組もされているところなので、主体的な避難を促進するというソフト的な対策についても加えております。

土地利用基本計画につきましても、今の記載については同様な記載がございますので、そこも同じように修正したいと思います。安全・安心を実現する県土利用の中で、「防潮堤の整備など」ということで、防潮堤の整備が特に本県として今、意識が高いため、事例として記載しておりますが、「風水害や土砂災害等の発生防止・軽減に資する農用地、森林、

河川、海岸等の保全や機能の維持・向上を図る」等、防潮堤だけではなく、風水害、火山噴火、活断層の想定される災害等も、安全・安心の中で記載しております。

【会長】 いかがでしょうか。ここは少し書き直すということです。ほかにご意見ございますか。どうぞ。

【委員】 1点だけ。赤字の部分ではないのですが、先ほど「おわりに」の説明をいただきましたが、人口減少の中で、都市計画区域を縮小するという考え方も踏まえた文章になっているという説明だったのですが、私にはそこまでの意味を踏まえて文章がつくられているとは読み込めなかったです。特に「将来に向け持続的成長を確保する県土利用」という基本方針がある中で、都市計画区域を縮小することを見据えたと言われても、了解するわけにはいかないと思います。この審議会でも説明して了解をいただいたから、このような方向性も踏まえていきます、と言われてしまうと、つらいところもあるので、それは一つの手段としてあるだけで、現状では考えてはいませんよね、というのが、私の意見、質問にもなります。

【事務局】 全体の土地利用の背景として、これまで右肩上がりの人口増加で、都市計画区域の拡大が進んできましたが、今、人口減少社会が進展している中で、例として、都市計画区域などについても、今後見直しが必要になる場面が出てくるのではないかとということです。あるいは人口が減少する中でどのように県土を管理していくべきか、さらに踏み込んで考えていく必要があるだろうと思い、課題意識を持って取り組んでいきたいということ、この「おわりに」の中で示しています。

【委員】 言っていることはわかりましたが、賛成はできないところです。

総合計画で、世界から憧れられる静岡、ふじのくにづくりと示されておりますし、ふじのくに交流会でも、知事が「今、東からも西からも静岡に人が来ています、すごい来ているんです」という挨拶をされていました。

現実的には住んでいる人は減っているかもしれませんが、今後、社会情勢が変わる中で、県としては、可能な限り今あるものを活用していく、充実させていくという視点が必要だと思いますので、そこを検討するのはいかがなものかだと思いますので、具体的な文言にならないようお願いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。ほかはいかがですか。よろしいですか。どうぞ。

【委員】 今の議論で、少し言わせていただくと、現実的に人口減少が起こっている中で、自然な経済活動に沿って土地利用を図っていく視点と、行政が規制誘導しながら土地

利用を図っていく視点のせめぎ合いの中で、これまでは拡大成長の土地利用が図られてきたと思うのですが、個人的な見解としては、今後、人口が減少していく中で、戦略的・政策的に人口を増やしたり、活力を高めたり、地域の魅力を高めたりという視点を実現していく上では、行政の更なる計画的視点と戦略的な行動が更に重要になってくると思っております。国土利用においてもそのような戦略的な視点を忘れないでいただきたいと思えます。

【会長】 ほかに。よろしいでしょうか。おそらくこの点についてはいろいろな意見があるでしょう。これからの国土利用はこうあるべきだということを含めて、意見がある方は事務局をお願いします。それをまとめて、次回、説明してください。

次に、県の土地利用基本計画図の一部変更について、説明をお願いします。

＜静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について＞

【会長】 説明をいただきましたが、ただいまの3件につきまして、ご意見、ご質問ございますか。

もしご異議ないようでしたら、審議会として「意見なし」ということで承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

【会長】 ありがとうございます。審議会としては、「意見なし」ということで承認させていただきます。以上で本日の予定全て終わりました。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、審議会を閉会するに当たりまして、県理事からご挨拶を申し上げます。

【県理事】 皆さん、熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。我々では気がつかないことが非常に多く、たくさんのご意見をいただき、本当にありがとうございました。皆さんのご意見を次回の審議会でご審議いただく計画案にしっかりと反映させたいと考えております。

来年の話をいたしますけれども、次の審議会を来年2月に予定しております。実は皆様方の委員としての任期が来年の1月22日で満了となります。皆様には、長い方ですと平成27年1月から3年間、本審議会の委員として土地利用行政に非常にご尽力いただきまして、本当にありがとうございました。

これから次期委員の選任を進めていくわけですが、引き続き委員として2月の審議会で
お願いする方々につきましては、今後とも土地利用基本計画、国土利用計画等に関するご
審議にご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げます、簡単ではございますけれども、
お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

【司会】 それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回静岡県国土利用計画審議会
を閉会いたします。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —